

農政をめぐる情勢

目次

I	TPP交渉をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	農協改革をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	9
III	平成28年度予算の概算要求基準を閣議了解・・・・・・・・	12

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

7月28日よりハワイにて開催されていたTPP閣僚会合は、大筋合意に至ることなく、7月31日に閉会した。日米政府は当閣僚会合を「最後の閣僚会合」と位置づけ交渉に臨んだが、乳製品や知的財産等の分野で交渉は難航、「残る数少ない課題について努力を続ける」との声明を出すに留まった。

合意見送りについて、安倍総理は「あと1回会合を開けばまとまるどころまでできた。最終決着を目指して全力を尽くしていきたい」と述べ、交渉に前のめりの姿勢を崩していないが、次回閣僚会合の日程は決まっていない。

II 農協改革をめぐる情勢

農協法改正案は7月3日に参議院で審議入りし、現在は参議院農林水産委員会にて審議中である。これまでに、質疑3回、地方公聴会、参考人招致が行われているが、法改正に対する疑問や懸念等は依然残っており、審議が尽くされているとは言い難い状況である。

政府は8月中の採決を目指しているとされるが、安保関連法案の審議状況によっては来月以降にずれ込む可能性もある。

III 平成28年度予算の概算要求基準を閣議了解

政府は7月24日、28年度予算の概算要求基準を閣議了解した。公共事業などの「裁量的経費」を、27年度当初予算（14.7兆円）より10%削減する一方、成長戦略に沿った施策に予算を優先配分するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」として、約4兆円の特別枠を確保した。

各省庁からの予算要求は8月末で締め切り、財務省の査定を経て、12月末に予算案が決定される。

I TPP交渉をめぐる情勢

— 閣僚会合での大筋合意は見送り、交渉継続へ —

1. 閣僚会合の結果

○ 米ハワイ州マウイ島で開かれていた環太平洋連携協定（TPP）閣僚会合は7月31日（日本時間1日）、大筋合意を見送り、4日間の日程を終えた。米国でのTPPA法成立により各国が大きな政治判断ができる状況が整ったとして、日米政府は今回の会合を「最後の閣僚会合」と位置付け、大筋合意を目指していた。

○ 今回の合意見送りは、医薬品の開発データ保護期間など知的財産分野での対立を解けなかったことや、ニュージーランド（NZ）が日本を含む各国に乳製品の市場開放を強硬に求めたことが影響したとされる。

○ 交渉参加12カ国の閣僚は、会合後に共同記者会見を開き「残る数少ない課題について努力を続け、交渉妥結への道筋をつけたい」との声明（別紙1）を発表した。なお、次回会合の日程については明らかにされなかった。

◆ TPP交渉の閣僚共同声明のポイント

- 1週間以上の会合で大きな成果を得た。
- 残る数少ない課題について努力を続け、交渉妥結へ道筋を付ける。
- TPPはアジア太平洋地域の雇用と経済成長を支える。
- 妥結が手の届くところにきている。

○ 記者会見で米通商代表部（USTR）のフロマン代表は「これまででもっとも達成可能なところまで来たが、多様な国が集まっているだけにTPPは難しい」と述べた。甘利TPP担当相は「もう一度閣僚会合を開けば、すべて決着すると思う」と、今会合の成果を強調した。

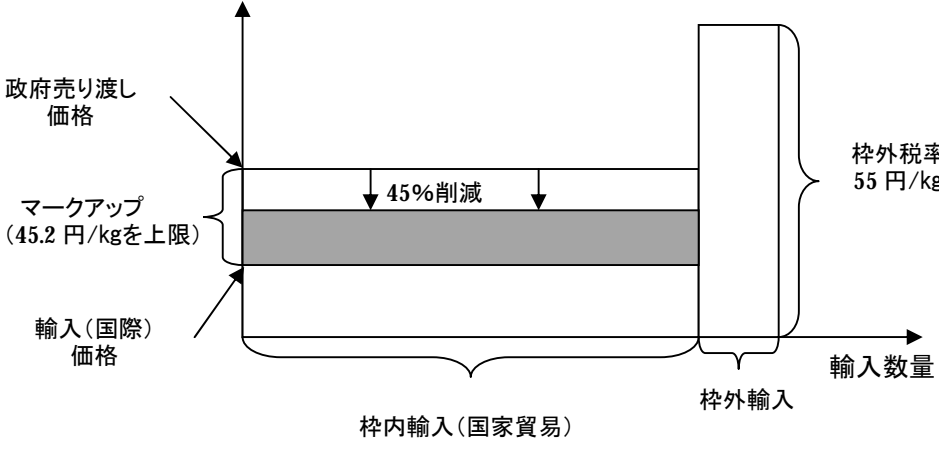
○ 閣僚会合の直前までは、秋に総選挙を控えるカナダが懸念材料と見られていた。カナダが手厚く保護する乳製品や鶏肉など「供給管理品目」の自由化は農家の支持を失いかねないことから、各国との関税交渉が進んでいなかった。このため、大筋合意を急ぐ日米から、カナダ抜きでの合意を求める声上がるほどであった。

○ しかし、閣僚会合が始まると、カナダが一定の譲歩案を示すなど前向きになる一方で、NZが新薬のデータ保護期間問題ともからめながら、日米とカナダ、メキシコに対し、乳製品の市場開放を強硬に主張してきたという。

- この結果、乳製品の協議はNZの非現実的な要求にどの国も折り合えず、そのありを受けた新薬のデータ保護期間問題も落としどころが見えない状況になり、閣僚間での本格協議に入れずに終わった。

2. 農畜産物に関する最終調整状況

- 今回の閣僚会合は、NZの乳製品の市場開放をめぐる強硬な姿勢もあって、大筋合意に至らずに閉幕したが、日本と米国などとの農産物をめぐる協議は、米や乳製品を除いて最終調整段階に入っている。
- 日本農業新聞等が報じている内容をまとめると次のとおりである。日本政府は、米などの重要品目で、明らかに米国への優遇措置を意識した譲歩案を検討しており、報道通りの内容であれば、国会決議の聖域確保に明らかに反していると言わざるを得ない。

米	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間 77 万トンのMA(ミニマムアクセス=最低輸入機会)の枠外で、米国に 7 万トン、オーストラリアに 8,400 トンの特別輸入枠を設定し、売買については輸入義務のないSBS(売買同時入札方式)を検討。 ○ 輸入総量が増えないMA枠内で米国側を優遇することで、特別輸入枠の規模を抑え、輸入を義務化しないよう求めている。 ○ MAの枠内で、中粒種・加工用に限定した輸入義務のないSBSを導入。量は 6 万トン程度で調整。
麦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小麦と大麦のマークアップ(売買差益)を 8 年程度で 45%削減する方向で検討。 

牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米国と協議してきた関税水準を全参加国に共通で適用し、セーフガードも全参加国からの輸入量を発動基準とする。 ○ 関税は、現行 38.5% から発効時に 27.5% に下げ、その後段階的に 10 年目に 20%、15 年目以降は 9% にする方向。 ○ セーフガード発動時の関税は、発効時から 3 年目迄は元の 38.5% とし、4 年目からは 30%、11 年目からは 20%。15 年目は 18% とする。 ○ セーフガード発動時の基準輸入量は、発効時に 59 万トン、10 年目に 69.6 万トン、15 年目に 72.6 万トンで調整。日本の牛肉輸入総量の過去5カ年の平均は 52 万トン程度であり、発動の見込みは低い。 ○ 日本から米国に輸出する牛肉の関税は、15 年程度で撤廃する方向。撤廃するまでは、無関税輸入枠を設定し、発効時の年間 3,000 トンから段階的に拡大していく方向。
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1kg あたり 482 円の従量税を 10 年程度かけて 50 円に引き下げ。従価税 4.3% は 10 年で撤廃。 ○ 差額関税制度は範囲を縮小して残す。 ○ セーフガードは 12 年目までで廃止。
乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ○ NZ と米国、豪州に対し、バターや脱脂粉乳の関税割当（低関税輸入枠）を生乳換算で計 7 万トン程度設ける方向。
甘味資源作物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の糖価調整制度を維持するが、一定の輸入拡大につながる措置を検討。

鶏肉 ・ 鶏卵	○ 鶏肉の関税（骨なし 11.9% 、骨つき 8.5% ）、鶏卵の関税（殻つきの卵は 17% 、液卵は 21.3% か 51 円/kg 、乾燥させた卵黄は 18.8% ）は段階的にゼロにしていく方向で検討。
その他	○ 小豆やインゲンなどの雑豆は、低関税輸入枠の制度と枠外税率を維持する方向。

3. 交渉難航分野の争点について

- 現在、交渉難航の要因と報じられているものをまとめると、次の3点となる。

<ul style="list-style-type: none"> ①NZによる、乳製品の市場開放要求 ②新薬のデータ保護期間をめぐる対立 ③自動車の原産地規則をめぐる対立
--

- 報道では、乳製品のNZ向け輸入枠を3万トンで提案する日本に対し、NZはその3倍の量を要求したとされる。また、米国・カナダに対しても、輸入量の大幅な増加を要求しており、閣僚会合でも歩み寄る姿勢は全く見られなかったとされる。
- NZのグローサー外相は、「各国の乳製品分野の提案は、我々が合理的と考える条件にかすりもしなかった」と述べる一方、「NZはTPP交渉を始めた最初の国の一つ。われわれは交渉から離脱しないし、追い出されもしない」と、妥協点を見出すための交渉を今後も行っていくことに意欲的な姿勢を示している。
- 新薬のデータ保護期間については、米国が議会多数派の共和党が推す「12年」を主張しており、「5年以下」を求めるオーストラリアやNZ、マレーシアなどと激しく対立している。NZは乳製品で提案が認められない場合は、知的財産で歩み寄ることは無いと公言している。一方、日本は「6年」や「8年」といった案での決着を探っているとの報道がある。
- TPPにおいて関税が撤廃・削減される製品かどうかを選別する原産地規則と呼ばれるルールについては、自動車の問題となっている。特に部品の域内調達率について、メキシコ・カナダが北米自由貿易協定（NAFTA）の基準である**62.5%**以上という高い水準を求めているのに対し、**40%**程度を想定している日本との乖離は大きく、交渉が難航している模様である。

4. 国内の反応

- 安倍首相は8月1日、TPP閣僚会合で合意が見送られたことについて、「あと1回会合を開けばまとまるどころまできた。最終決着を目指して全力を尽くしていきたい」と述べた。

- TPP実現を「日本にとって最大の成長戦略」と期待していた経済団体には落胆が広がった。経団連の榊原会長は「期待が大きかっただけに、極めて残念」と経済界の声を代弁した。
- また、日本商工会議所の三村会頭は「一部分野で歩み寄りができず合意が見送られたが、他の分野は大きな前進があった」と大筋合意は目前だとの見方を示した。経済同友会の小林代表幹事は「残された課題について集中的な議論を行い、現実的な着地点を見いだすことを期待する」と交渉参加国に歩み寄りを求めた。
- 自民党農林水産戦略調査会長の西川公也前農相は、大筋合意を見据え、「次の予算編成の中で（国内対策費を）取っていく」と述べ、今年度補正予算や、来年度予算でTPPの国内対策に伴う農業関連予算を求めていく方針を示した。
- 一方、JA全中の萬歳会長は「報道通りに交渉されていたとすれば到底納得できない」との談話（別紙2）を発表するとともに、「JAグループとしては重要5項目を堅持するよう願うことに変わりはない。近いうちに再び会合があるということなので、2年間、要請してきたことを順守してもらえるよう、さらに強く求めていきたい」と述べた。
- 林農相は4日、参議院農林水産委員会にて、TPP交渉が妥結しなかった場合、個別にFTA等が立ち上がることを危惧する声に対し、「TPP交渉の過程でやりとりした内容について、当該国とTPPと別に経済連携協定交渉を行うこととなった場合、それに拘束されるということはない」と述べた。また、日米の農産物関税協議がTPPから独立して発効しないか危惧する声に対し、渋谷内閣審議官は「TPP全体の合意が前提」と述べ、これを否定した。

5. 今後の見通しとJAグループの対応

- 日米両国は今月末までに再度閣僚会合を開き、大筋合意させたい考えを示していたが、甘利TPP担当相は7日の閣議後会見で「8月中に必ず（開催する）というのは、なかなか厳しい日程」と述べ、今月中の開催を見送る方針を示した。交渉難航分野決着のめどは立っておらず、事務レベル協議再開の日程も未定とされる。
- TPA法の規定では、交渉が大筋合意に至ってから、米議会は90日以内に審議を終え、採決を行う。これを踏まえると、仮に9月中に大筋合意がされた場合、TPP締結のための議会承認は12月に行われることとなる。しかし、米議会はクリスマス前の12月中旬から休会となるため、年内承認のための日程的余裕はほぼ無いと言える。

- 米国では、来年になると大統領選の影響で議会は機能しないと言われており、12月中の議会承認は必須とされる。また、日本政府・与党は、今年度補正、来年度当初予算に国内対策を盛り込むためにも、秋の臨時国会での承認が欠かせないとしている。このように追い込まれた日米政府は、譲歩を重ねて妥結を急ぐ恐れがある。
- TPP交渉は引き続き、緊迫した局面が続くが、JAグループは政府に対し、国民との約束である国会決議との整合性を厳しく問うとともに、政府の前のめりな姿勢を正し、改めて国会決議の遵守を求めていく。

【TPP交渉をめぐる今後のスケジュール】

出典：日本農業新聞

日程	行事等
2015年 8月 22～25日	ASEAN経財相会合（マレーシア） 当初は閣僚会合開催が報じられていた
秋	臨時国会 米国で大統領選本格化
12月	9月に大筋合意に至れば、TPP署名？
2016年 1月	通常国会
7月	参議院選挙
11月	米大統領選

環太平洋パートナーシップ閣僚声明（仮訳）

2015年7月31日

われわれ、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国およびベトナムの貿易大臣は、1週間以上の生産的な会合を経て、実質的な進展を成し遂げ、TPP交渉の妥結に向けた道筋を付けつつ、限られた数の残された課題の解決に向けた作業を継続することを発表する。

閣僚および交渉官は、交渉官が共通の土台を見つけるために集中的な関与を継続するよう密接に連絡を取り続けることにより、今回の会合のモメンタム（勢い）をさらに高めることにコミット（約束）しつつ、ハワイを出発する。交渉官は、また、今週成し遂げられた業績を公式なものに整えるための作業を継続する。

この交渉の最終段階において、われわれは、TPPが妥結間近であり、雇用および経済成長を支えることについてこれまで以上に確信している。

今週成し遂げられた進展は、アジア太平洋地域にわたり、雇用および経済成長を支える、野心的で、包括的な、高い水準のTPP協定を生み出すことに対するわれわれの長年にわたるコミットメントを反映している。

T P P 閣僚会合（ハワイ・マウイ島）に関する全中会長談話

7月28日から4日間の日程で、米国・ハワイで行われていたT P P 閣僚会合は、当初から困難な分野といわれていた知的財産権など、未解決の課題を残したまま終了しました。この間、甘利大臣、自民党議員団および政府交渉団におかれては、昼夜を分かたず全力をあげて、国会決議に則り交渉に従事されました。

我々は、我が国が2年前に交渉に参加して以降、集会や要請活動などの取り組みを通じて、国会決議の遵守を懸命に訴え、政府が現場の農業者の立場をふまえて、一歩も引かない交渉をするよう願ってきました。このように、国会決議は、我々にとって極めて重いものですが、重要品目に関して国内の一部報道の通りに交渉されていたとすれば、到底納得できるものではありません。

次回閣僚会合に向けて、予断を許さない情勢が続いていくものと考えており、我々としても引き続き精力的に取り組みを展開していきたいと考えております。

本年3月末には、新たな「食料・農業・農村基本計画」において、向こう5年間の政策方向が決定しました。また、本年10月には第27回J A全国大会を予定しており、我々としては、それらの内容を着実に実践し、持続可能な農業の将来を切り拓いていけるよう、全力をあげて努力していく所存です。

平成27年7月31日（日本時間8月1日）

全国農業協同組合中央会
会 長 萬 歳 章

Ⅱ 農協改革をめぐる情勢

— 農協法改正案、参議院にて審議中。准組合員利用規制が焦点 —

1. 参議院での審議の経過

- 農協法改正案は、7月3日に参議院本会議にて審議入りした。これまで（19日現在）、3回の質疑と地方公聴会、参考人招致が行われ、延べ16時間程度審議されている。審議の経過は以下の通り。

7月 3日：参議院本会議にて審議入り
7月 9日：参議院農林水産委員会にて趣旨説明、審議入り
7月14日：質疑①
7月30日：質疑②
8月 4日：質疑③
8月 6日：地方公聴会（富山）
8月18日：参考人招致

(7月3日・9日の内容については、7月号を参照のこと)

- 14日の質疑では、准組合員利用規制の導入を避けるため現場が対応に苦慮しているといった指摘や、担い手への農地集積に伴い准組合員の増加は避けられないのでは、といった意見等、准組合員利用規制に対する慎重な対応を求める声が相次いだ。
- 林農相は、「人数のみを基準にして規制することにはならない」と述べ、正准比率のみを理由とした規制の導入は否定した。また、農水省の奥原経営局長は「調査では農家の農業所得がどれだけ増大することができたかを見ていく。また、仮に規制をかけた場合に、地域住民の生活にどの程度影響が生じるかも検討する」と述べ、調査に一定の方向性を示した。
- 30日の質疑では、林農相より、准組合員利用規制については規制の導入を前提とはしておらず、施行日から5年を経過するまでに規制のあり方を調査・検討するという考え方が改めて示された。

- 8月4日の質疑では、自民党の野村哲郎氏は、県中央会から移行する連合会について農協法改正案の本則と付則どちらに基づく組織か、政府の考えをただした。当連合会の事業内容等は、改正案の付則で定められており、付則は経過措置であることからいずれ廃止されるのでは、という懸念が関係者間にあることを受けての質問とみられる。これに対し、農水省の奥原経営局長は、「当連合会は本則に基づいて存続するので、何年かしてなくなることはない」と述べた。
- また、林農相は、2019年9月までとされている公認会計士監査への切り替えについて、新しい監査体制が機能するか心配する声に対し、負担が増加しないための工夫をしながら一部JAで先行して実証試験を検討する考えを明らかにした。
- 6日の地方公聴会では、准組合員の利用規制によって農業所得の増大が難しくなるとする意見が目立った。意見陳述者と、主な意見は以下の通り。

・JAみな穂 細田組合長

地域の草刈り等は、准組合員も参加する。准組合員の利用を制限すれば、生産者と消費者が離れることが危惧される。現場実態を見て、議論してほしい。

・富山県農業会議 鍋嶋会長

農業委員が選任制に変わるが、恣意的にならないよう、透明性のあるものにする必要がある。生産者が将来に希望の持てる法改正にしてほしい。

・宇川農産 宇川氏

元青年部員として、全国の農業者と繋がる機会を設けてもらったことは、中央会に感謝している。今後は自分たちもJA改革に役割を果たしたい。

・JA富山中央会 穴田会長

何をどこまで取り組めばJAが農業者の所得増大に取り組んだことになるのか見えない。審議の中で明確にしてほしい。

- 18日の参考人招致では、改正案は准組合員利用規制に繋がりがねないという指摘が多く出た。審議は終盤にさしかかっているが、最大の懸念が依然として払拭されていない状況にある。参考人と、主な意見は次の通り。

・ J A広島中央会 香川会長

事業組織改革は必要と認識している。ただ、総合農協の役割が理解されていないと思っている。法改正の内容が、J Aの自己改革の後押しとなるよう適切に対応してほしい。

・ 龍谷大学 石田教授

准組合員利用規制の是非を検討する調査の規定については、法的根拠がないため、削除してほしい。農水省の「監督指針」でも、准組合員の利用は事業分量の増大に繋がるため望ましいとしている。

・ 全青協 天笠会長

これまでの改正案をめぐる議論で、若手農業者には不安や不満が染みついている。これを払拭し、青年農業者が将来展望を描けるような改正案や政省令を仕上げてほしい。

・ 元明治大学教授 北出氏

J Aを専業農家の組織として純化すれば、組合員は極めて少数となる。こうなれば、地域住民との協同活動が弱体化され、農業・農村の発展を阻害する危険性がある。

2. 今後の見通し

- 参議院での審議は今月中には終了し、採決の予定となっている。採決前には衆議院と同様、安倍総理が出席し、締めくくりの質疑を行う。ただし、安保関連法案の審議状況によっては来月以降にずれ込む可能性もある。

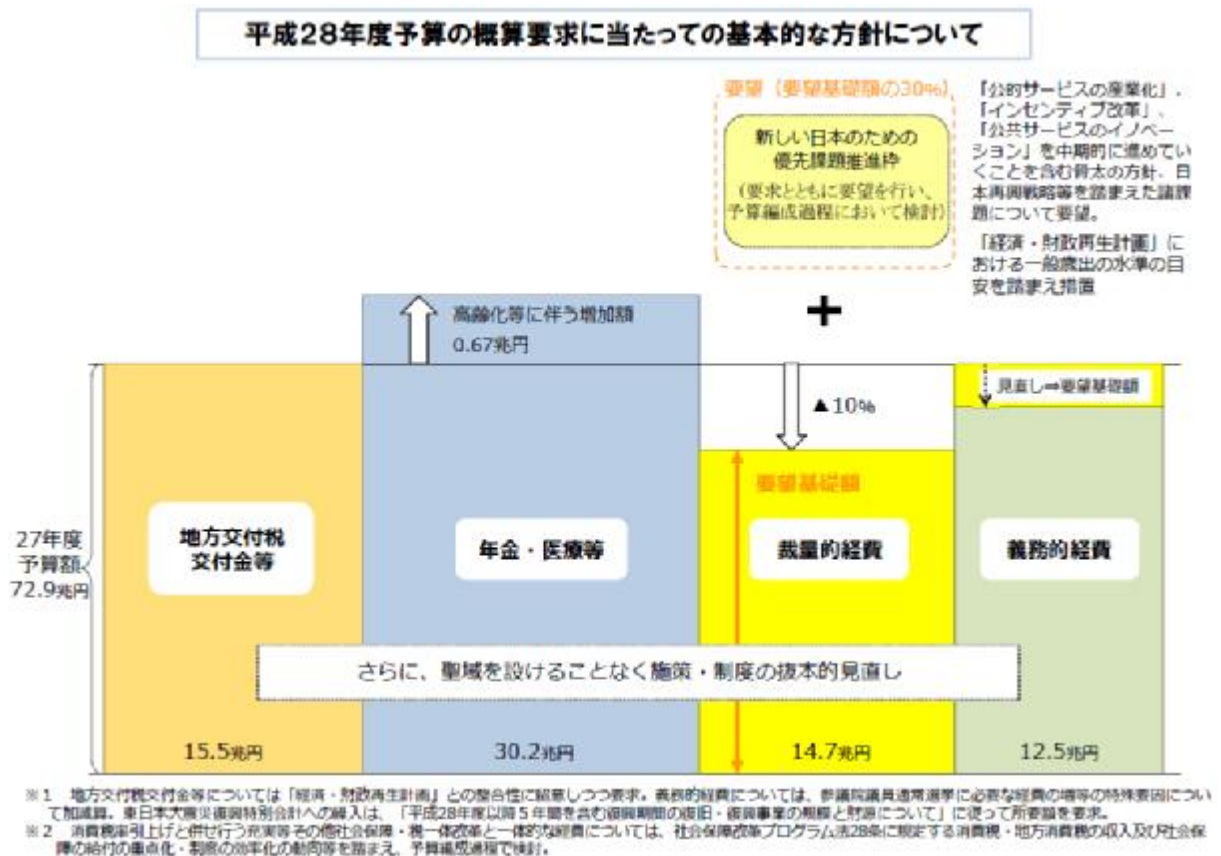
Ⅲ 平成28年度予算の概算要求基準を閣議了解

— 成長戦略に4兆円の特別枠を設定 —

- 政府は7月24日、平成28年度予算編成で各省庁が予算要求する際のルールとなる概算要求基準（シーリング）を閣議了解した。景気動向に応じた予算編成を実施するとして3年連続で歳出の上限は設けないこととなり、概算要求の総額は2年連続で100兆円を超える公算が大きいとされる。
- 年金や医療などの社会保障関係費は、平成27年度当初予算（30.2兆円）に、高齢化に伴う「自然増」6,700億円を加えた範囲内で要求を認めた。一方、骨太方針の中の財政再建計画では、高齢化を要因とした増加額を年5000億円程度に抑えるべきだとしており、政府は年末までの予算編成過程で圧縮を目指す意向である。
- 公共事業費など政策的な判断で伸縮できる経費である、「裁量的経費」は、27年度（14.7兆円）より10%少ない「要望基礎額」まで要求額を抑える。
- 一方、昨年度に引き続き、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設置する。「基本方針2015（骨太方針）」および「『日本再興戦略』改訂2015」等を踏まえ、投資促進・働き手の活躍強化・新規市場の創出等の重点施策について、予算を重点化することが狙いとされる。「裁量的経費」削減後の金額の30%を特別枠（4兆円規模）として要望を受け付ける。
- 地方交付税交付金については、6月に閣議決定された「骨太の方針」に盛り込まれている「経済・財政再生計画」との整合性に留意することを求めている。
- 支出することが制度的に義務づけられている経費である、「義務的経費」については、前年度とほぼ同額（12.5兆円）となっている。
- 農水省は概算要求で、今年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」等に基づき、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現を目指す方針を掲げている。
- 農水省は7日、自民党の農林関係合同会議に、概算要求に盛り込む主要事項案を提示した。案には、畜産クラスター構築の推進、土地改良事業の一層の推

進等の生産基盤強化策や、飼料用米による水田フル活用や農地中間管理機構による農地集積等の農政改革の推進策のほか、農山漁村における観光需要の創出、都市農業の機能発揮など多岐に渡る内容が盛り込まれている。

- 各省庁からの予算要求は8月末で締め切り、財務省の査定を経て、12月末に予算案が決定される。



農政をめぐる情勢

平成27年8月25日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉